新スプリアス規格の無線機器への対応に関するＱ＆Ａ

【外部向け】

Ver.2.1

令和３年８月

|  |
| --- |
| 問１　スプリアス規格はいつ改正されたのですか。 |

（答）

　世界無線通信会議（WRC）において、無線通信規則（RR）のスプリアス発射（必要周波数帯の外側に発射される不要な電波）の強度の許容値が改正されました。これを受けて、総務省では、平成17年12月１日に無線設備規則を改正（以下「新スプリアス規格」という。）しました。

|  |
| --- |
| 問２－１　この時期に、新スプリアスへの移行期限を延長するのはなぜか？ |

（答）

　平成17年12月１日以前の旧スプリアス規格に適合する無線機器（旧スプリアス規格と新スプリアス規格で整合性がある一部のシステムを除き、無線局の免許が不要な無線機器を含む。）は、これまで、令和4年11月30日まで使用できることとしていました。

　他方、新型コロナウィルスの拡大が社会経済情勢に大きな影響を及ぼしている。例えば、設備の更新に係る工事の遅れや機器の調達の遅れなどの影響が出始めています。

　各無線局の新スプリアスへの移行については、これまで、約８割の無線局が移行を完了しているが、前述のとおり新型コロナウィルス等のため、計画通りの移行が困難な旨の要望・要請が寄せられたところです。

このような状況に鑑み、新型コロナウィルス感染症の拡大といった予見が困難な事態において無線局免許人等の利益を確保するとともに国民の社会経済活動に影響がないよう旧スプリアス規格の無線設備の使用期限を「当分の間」とする改正を行うものです。

問２－２　これまでの政策と大きな方向転換であり、新スプリアス規格の設備に更新した免許人にとって不公平感があるのではないか。

（答）

　今般の改正は、社会経済情勢等に鑑み、新スプリアスへの移行期限を延期するものであり、新スプリアス規格への移行は継続しております。

また、改正省令において、旧スプリアス規格による無線設備を使用する免許局及び免許不要局に対しては「令和４年12月１日以降、他の無線局の運用に妨害を与えない場合に限り、使用することができる。」旨の条件を附すこととしており、当初の移行期限以降における無線設備の使用に一定の制約が伴うこととなるため、早期に新スプリアス規格への移行を引き続き促進していくこととしております。

問２－３　現在の免許状に旧スプリアス規格の無線設備の使用期限の条件が付されているが、どのような対応が必要となるのでしょうか。

（答）

　今般の改正省令の附則において、無線局の免許状に付されている旧スプリアス規格の使用期限の条件は、付されていないこととみなす規定を設けるとともに、令和4年12月1日以降、他の無線局の運用に妨害を与えない旨の条件が付されていることをみなす規定を設けていることから、特段の対応は不要となります。

今後、無線局の変更や再免許時などにおいて、新たに免許状を発給する際に、それらの条件が書き換えられることとなります。

問２－４　「当分の間」としているが、具体的にいつまでの期間を想定しているのか？

　（答）

　新型コロナウィルスの収束の時期や経済が回復するまでの期間が予断をもって判断できないことから「当分の間」としています。

　今後、社会経済情勢の変化や機器の買い換え等による新スプリアス規格に適合する無線設備のへの移行等を総合的に判断し期限を見直していくものと考えています。

|  |
| --- |
| 問３　新スプリアス規格へ対応するためにはどのようにすればよいでしょうか。 |

（答）

　新スプリアス規格への対応方法は次のいずれかになります。

　①無線機器を更新する際に新スプリアス規格に適合した無線機器へ取替え

　②運用中の無線機器にフィルタを挿入するなど改修し新スプリアス規格へ適合させる

　③運用中の無線機器のスプリアスを実測し新スプリアス規格への適合を確認する

|  |
| --- |
| 問４　「無線機器を更新する際に新スプリアス規格に適合した無線機器へ取替え」を行う場合、具体的にどのような手続きが必要になりますか。 |

（答）

　無線機器の老朽化など、無線設備を更新する際に無線局の変更申請又は変更届をお近くの総合通信局へ提出し、許可等を受ける必要があります。

|  |
| --- |
| 問５　「運用中の無線機器にフィルタを挿入するなど改修し新スプリアス規格へ適合させる」場合、具体的にどのような手続きが必要になりますか。 |

（答）

　　お近くの総合通信局に無線局の変更申請を提出し、当該申請の許可を受ける必要があります。その後、変更検査が不要、或いは変更検査においてスプリアスの測定が省略される場合は、フィルタを挿入した状態でスプリアスを測定し、新スプリアス規格に適合することを確認後、別紙の「スプリアス発射及び不要発射の強度確認届出書（以下「確認届出書」という。）」を提出する必要があります。

|  |
| --- |
| 問６　「運用中の無線機器のスプリアスを実測し新スプリアス規格への適合を確認する」場合、具体的にどのような手続きが必要になりますか。 |

（答）

　　運用中の無線機器のスプリアスを測定し、新スプリアス規格に適合することを確認後、別紙の確認届出書を提出する必要があります。

　　なお、製造業者等の測定データにより新スプリアス規格に適合することが確認できた無線機器（以下、「メーカー等確認設備」という。）は総務省においてホームページで公表することとしており、公表された無線機器と同一型式のものについては、確認届出書の測定データ部分の記載は必要ありません。

|  |
| --- |
| 問６－２　定期検査や変更検査の際にスプリアスの測定がある場合に、新スプリアスの基準で測定し、合格した場合はどうなりますか。 |

（答）

　　電波法令に基づく検査においてスプリアスを新基準により測定し合格した場合は、確認届出書の提出は不要です。

|  |
| --- |
| 問６－３　確認届出書による確認と、電波法令に基づく検査は何が違うのですか。 |

（答）

　　確認届出書による確認は、「現に免許を受けている無線局の無線設備」について、

・何も変更を加えないために電波法第17条及び第19条に基づく変更が生じないもの

・電波法令に基づく変更を行うが、許可事項ではなく届出になるもの、又は許可事項であってもスプリアスの測定が省略されるもの

について、免許人や製造業者等においてスプリアスの測定を実施することにより新スプリアス規格に適合することを確認するための任意の手続であり、検査とは異なります。（このQ&Aでは確認届出書により新スプリアスへの適合が確認できたものを「新スプリアス確認設備」と呼びます。）

|  |
| --- |
| 問７　確認届出書の測定データ取得に必要となる資格等の要件はありますか。 |

（答）

　確認届出書による新スプリアス規格への対応については、免許人の任意の手続きであることから特に測定者の資格を制限していませんが、用いる測定器は較正等を受けた日の属する月の翌月から起算して１年以内のものを使用することが前提となります。

なお、測定を登録検査等事業者やディーラーなどに依頼することも可能です。

測定法については、スプリアス領域における不要発射等の測定方法例（平成16年11月29日　情報通信審議会答申（諮問第2007号関係））を参照下さい。

|  |
| --- |
| 問８　確認届出書の提出において同一免許人が所有する同一型式の無線設備について、全ての無線設備の測定データが必要になりますか。 |

（答）

　同一免許人が所有する複数の同一型式の無線設備（送信系統が同一とみなせるものに限ります。可変減衰器がある場合は、設定値の相違は問いません。）については、１台の測定データをもって他の無線設備の確認を可能とします。

　ただし、対象無線設備のうち、製造年月が最も古いもの又は使用期間の最も長いものを測定することとし、測定の結果、新スプリアス規格に適合していることが確認できなかった場合は、残りの無線設備を個別に測定し、新スプリアス規格に適合していることが確認できたものを新スプリアス確認設備とします。

|  |
| --- |
| 問８－２　同一免許人が所有する同一型式の無線設備について、複数の総合通信局にまたがる場合は確認届出書の提出はどのようにしたら良いですか。 |

（答）

　製造年月が最も古いもの又は使用期間の最も長いものを測定し、これを所管する総合通信局に確認届出書を提出するほか、それと同一型式の設備を所管する他の総合通信局にも、当該確認届出書の写しを提出して頂くようお願いします。

|  |
| --- |
| 問９　測定データには、いわゆる「有効期限」のような考え方はありますか。 |

（答）

　用いる測定器が較正等を受けた日の属する月の翌月から起算して１年以内のものであることが必要ですが、測定データ自体に有効期限はありません。（ただし、原則としてスプリアスの技術基準が改正された平成17年８月以降に測定されたデータであることが必要です。）

|  |
| --- |
| 問10　確認届出書の提出時期は決まっていますか。 |

（答）

　これまでは、令和４年11月30日までに提出をお願いしておりましたが、「当分の間」と改正することにより期限を設定しないこととします。無線設備を新スプリアス規格に適合を確認した際、確認届出書の提出をお願いします。

|  |
| --- |
| 問11　近日中にスプリアスと関係のない変更手続をしようと考えているが、その際、メーカー等確認設備と同一型式の設備について、併せて確認届出書を提出したいが、どのようにしたら良いですか。 |

（答）

　変更申請や変更届等の機会において、メーカー等確認設備と同一型式の無線設備に係る確認届出書の提出をしようとする場合は、該当する無線設備の工事設計書に確認届出書と同等の記載項目（製造者名、型式又は名称、検定番号、技術基準適合証明番号、製造番号等。工事設計書にない項目は備考欄に記載。）を記入の上、備考欄にメーカー等確認設備と同一型式の新スプリアス確認設備である旨を記載することで、確認届出書の提出に代えることが可能です。

|  |
| --- |
| 問12　確認届出書の提出を電子申請で行うことは可能ですか。 |

（答）

　確認届出書の提出は既存の電波法令に基づく手続ではないため、確認届出書の提出のみを電子申請で行うことはできませんが、電子申請時にファイルを添付できるような手続（定期検査（スプリアスの測定がある場合を除く。）の際の検査実施報告書の報告等）に併せて確認届出書の提出を行おうとする場合は、確認届出書をPDFで作成し、それを電子申請時に添付することができます。

|  |
| --- |
| 問13　旧スプリアス規格の適合表示無線設備（技術基準適合証明、工事設計認証又は技術基準適合自己確認により表示が付された設備）を用いた開設や、その設備を追加する変更の際、検査は省略されますか。 |

（答）

　平成29年12月以降、旧スプリアス規格での開設、追加はできないため、旧スプリアス規格の適合表示無線設備による開設や追加は、原則として新スプリアスで検査を受ける必要があります。

　ただし、旧スプリアス規格の適合表示無線設備（改造していないものに限ります。）のうちメーカー等確認設備と同一型式のものを用いた開設や追加については、旧スプリアス規格の無線設備の使用が可能な期間（当分の間）は、原則、これらの検査を省略可能とします（検査が必要な理由が別にある場合は、この限りではありません。）。

　この場合、工事設計書の記入方法は適合表示無線設備の場合と同じように記載し、備考欄には使用する設備がメーカー等確認設備と同一型式のものであることを記載して下さい。

|  |
| --- |
| 問14　旧スプリアス規格の適合表示無線設備について、新スプリアスの基準で実力値を測定して確認届出書を提出したものや、検査を受けて合格したものについては、新スプリアス規格の適合表示無線設備になりますか。 |

（答）

　旧スプリアス規格の適合表示無線設備を新スプリアス規格の適合表示無線設備とするためには、改めて新スプリアス規格により技術基準適合証明等を取り直す必要があります。

|  |
| --- |
| 問15　平成29年12月以降は、旧スプリアス規格の無線設備を含む無線局は、新スプリアス規格の設備への交換や、新スプリアス規格に合致させるような変更以外の手続は一切できなくなるのでしょうか。 |

（答）

　現に免許を受けている旧スプリアス規格の無線設備については当分の間、使用可能であるため、スプリアス性能に影響を及ぼさないような変更、例えば空中線の老朽化に伴う交換や、無線設備の設置場所の変更、或いは、旧スプリアス規格の設備を残したままで新スプリアス規格の送信機を追加する等は可能です。

　他方、旧スプリアス規格の送信機自体の改修又は周波数（チャネルの設定変更のみで変更する場合を除く。）、変調方式若しくは空中線電力（増加する場合）の変更の際には、新スプリアス規格に適合する変更が必要です。

|  |
| --- |
| 問16　平成29年12月以降は、旧スプリアス規格の無線設備を含む無線局は、免許承継ができないのでしょうか。 |

（答）

　旧スプリアス規格の設備が使用可能な当分の間（型式検定の場合は当該型式検定の合格の効力及び当該設備の設置が継続する間）、旧スプリアス規格の無線設備を含む無線局の免許承継は可能です。

|  |
| --- |
| 問17　旧スプリアス規格の設備を含む無線局について、再免許の申請期間中に申請手続を失念してしまいました。もう開局することはできないのでしょうか。 |

（答）

　再免許手続を失念したこと等により、一旦無線局免許が失効してしまい無線局免許のない期間が生じたものは、「現に免許を受けている」に該当しないため不可となります。

ただし、「現に免許を受けている」旧スプリアス規格の無線設備について、旧スプリアス規格の無線設備が使用可能な当分の間（型式検定の場合は当該型式検定の合格の効力及び当該設備の設置が継続する間）、昭和36年郵政省告示第199号（無線局免許手続規則第十五条の五第一項第二号の規定による簡易な免許手続を行うことのできる無線局）第１項の条件に合致する開設（いわゆる廃止・新設による開設）は可能です。

|  |
| --- |
| 問18　旧スプリアス規格の設備を含む無線局について、本来であれば免許承継の手続を取りたいのですが、承継の条件に合致しないため、一旦廃止して別の免許人により開設する形態をとりたいのですが、できないのでしょうか。 |

（答）

　前問と同じ条件において可能です。なお、昭和36年郵政省告示第199号第３項の条件に合致する開設も可能です。

|  |
| --- |
| 問19　現に免許を受けている無線局の旧スプリアス規格の設備について、設備共用により新たに使用開始したいのですが、開局することはできないでしょうか。 |

（答）

　「現に免許を受けている」旧スプリアス規格の無線設備について、旧スプリアス規格の設備が使用可能な当分の間（型式検定の場合は当該型式検定の合格の効力及び当該設備の設置が継続する間）、昭和36年郵政省告示第199号第２項の条件に合致する開設（いわゆる設備共用による開設。アマチュア局は当該条件に合致しません。）又は電波法施行規則別表第二号二(12)から(14)までのいずれかの条件に合致する変更（設備共用による変更）は可能です。

|  |
| --- |
| 問20　現に免許を受けている無線局の旧スプリアス規格の設備について、他の無線局に移管したいのですが、可能でしょうか。 |

（答）

　「現に免許を受けている」旧スプリアス規格の無線設備について、旧スプリアス規格の無線設備が使用可能な当分の間（型式検定の場合は当該型式検定の合格の効力及び当該設備の設置が継続する間）、電波法施行規則別表第二号二(15)又は(16)のいずれかの条件に合致する変更（設備共用による変更）は可能です。

|  |
| --- |
| 問21　無線設備を共用している場合は確認手続をどのようにしたら良いですか。 |

（答）

　実力値を測定する場合は確認届出書の免許人名欄を連名とし、共通となる事項以外は免許人ごとの内容（免許番号、識別信号等）を併記することで１つの届出書として提出可能です。

　なお、アマチュア局の無線設備に関しては、アマチュア局のスプリアス確認保証は無線局単位での手続となっているため、無線局ごとに手続を行う必要があります。